

青森県報

第五百九十三号

令和五年
三月三十一日
(金曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による医療機関の指定……………(健康福祉課) ……一
- 生活保護法による介護機関の指定……………(同) ……一
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定……………(同) ……二
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名の変更の届出……………(生活習慣病対策課) ……二
- 児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定……………(障害福祉課) ……五
- 障害福祉サービス事業者の指定……………(同) ……六
- 建築基準法による指定構造計算適合性判定機関の指定……………(建築住宅課) ……六
- 林業用種苗生産事業者の登録の失効……………(林政課) ……六
- 知事管理漁獲可能量の公表……………(水産振興課) ……六
- 青森県地域防災計画修正の要旨……………(防災危機管理課) ……七
- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(病院管理局) ……九

告 示

示

青森県告示第二百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和五年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 日
あずまし薬局早稲田ドライブスルー店	弘前市大字早稲田二丁目七の四	令和五年三月一日
調剤薬局ツルハドラッグ弘前外崎店	弘前市大字外崎三丁目五の一	〃
まにわ整形外科	弘前市大字宮川一丁目二の一	〃

青森県告示第二百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和五年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所名称	居宅介護支援事業所所在地	指 定 日
医療法人桜青会	上北郡東北町旭北一丁目三〇	TOWAケアマネジメント	上北郡東北町旭北一丁目七四三サクラヴィレッジBの4	令和五年三月一日

青森県告示第二百三十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和五年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
あずまし薬局早稲田ドライ ブスルー店	弘前市大字早稲田二丁目七の四	令和 五・三・一
調剤薬局ツルハドラッグ弘 前外崎店	弘前市大字外崎三丁目五の一	〃
まにわ整形外科	弘前市大字宮川一丁目二の一	〃

青森県告示第二百三十九号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第二百一十一号）第十九条の規定により、次のとおり指定医から主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名を変更した旨の届出があったので、同令第二十一条第二号の規定により公表する。

令和五年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区 分
難病指 定医	難病指 定医	難病指 定医	難病指 定医	難病指 定医	難病指 定医	難病指 定医	難病指 定医	指定医 区分
小田 桐 弘	石黒 陽	秋元 博之	村岡 正敏	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名
独立行政 法人弘前 病院 総合医 療セン ター	独立行政 法人弘前 病院 総合医 療セン ター	独立行政 法人弘前 病院 総合医 療セン ター	独立行政 法人弘前 病院 総合医 療セン ター	独立行政 法人弘前 病院 総合医 療セン ター	独立行政 法人弘前 病院 総合医 療セン ター	独立行政 法人弘前 病院 総合医 療セン ター	独立行政 法人弘前 病院 総合医 療セン ター	名 称
弘前市大 字富野 一丁目	弘前市大 字富野 一丁目	弘前市大 字富野 一丁目	弘前市大 字富野 一丁目	所 在 地	所 在 地	所 在 地	所 在 地	主として 行う指定 難病の診 断 医療機 関
乳腺外科	消化器・ 血液内科	整形外科	麻酔科	診療科名	診療科名	診療科名	診療科名	担当す る 診療科 名
〃	〃	〃	令和 四・四・一	変 更 年 月 日	変 更 年 月 日	変 更 年 月 日	変 更 年 月 日	変 更 年 月 日

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
定難 医病 指		定難 医病 指		定難 医病 指		定難 医病 指		定難 医病 指	
西澤 尚徳		山口 公平		村上 宏		堤 伸二		田中 佳人	
独立行政 法人 弘前病院 医療セ ンター	独立行政 法人 弘前病院 医療セ ンター	独立行政 法人 弘前病院 医療セ ンター	独立行政 法人 弘前病院 医療セ ンター	独立行政 法人 弘前病院 医療セ ンター	独立行政 法人 弘前病院 医療セ ンター	独立行政 法人 弘前病院 医療セ ンター	独立行政 法人 弘前病院 医療セ ンター	独立行政 法人 弘前病院 医療セ ンター	独立行政 法人 弘前病院 医療セ ンター
弘前市 大字 富野 町一		弘前市 大字 富野 町一		弘前市 大字 富野 町一	むつ市 小川 町一 丁目 二の 八	弘前市 大字 富野 町一		弘前市 大字 富野 町一	
耳鼻咽 喉科		消化器 血液内 科		糖尿 病・内 分泌 内科		消化器 外科	外科	呼吸器 内科	
〃		〃		〃		〃		〃	

変更後	変更前	変更後	変更前
定難 医病 指		定難 医病 指	
福徳 達宏		片貝 武	
独立行政 法人 弘前病院 医療セ ンター	独立行政 法人 弘前病院 医療セ ンター	独立行政 法人 弘前病院 医療セ ンター	中央 病院 市立
弘前市 大字 富野 町一		弘前市 大字 富野 町一	十和 田市 西十二 番町 一四の 八
整形 外科		脳神 経外 科	
〃		〃	

青森県告示第二百四十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十五第一号の規定により公示する。

令和五年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

社会福祉 会 七戸 福祉 会	社会福祉 会 七戸 福祉 会	名 称	指定障害児通所支援事業者
太田 七戸 野一 九の 四	太田 七戸 野一 九の 四	主たる 事務 所 の 所 在 地	障害児 通所 支援 の 種 類
放課 後等 デイ サ ー ビス	児童 発 達 支 援	名 称	障害児通所支援事業を 行 う 事 業 所
城南 児童 支 援 セ ン ター	城南 児童 支 援 セ ン ター	所 在 地	指 定 年 月 日
上北 七戸 野一 九の 二	上北 七戸 野一 九の 二		令和 五・四 ・一
〃			

社会福祉法人七戸福祉会	上北郡七戸町の四支	居宅訪問型児童発達支援	城南児童発達支援センター	上北郡七戸町の二	〃
社会福祉法人七戸福祉会	上北郡七戸町の四支	保育所等訪問支援	城南児童発達支援センター	上北郡七戸町の二	〃

青森県告示第百四十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和五年三月三十一日

青森県知事 三村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業所	指定年月日
	株式会社ポトワサポート	上北郡野崎町の八六三	就労継続支援B型	上北郡野崎町の八六三	令和五・四・一
	一般社団法人ユニバーサルネット	八戸市根城四丁目二の一四	就労継続支援B型	三戸郡階上町蒼前一七	〃

青森県告示第百四十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第十八条の二第一項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関を指定したので、同法第七十七条の三十五の五第一項の規定により公示する。

令和五年三月三十一日

青森県知事 三村 申 吾

株式会社建築住宅センター	住所	業務区域	指定年月日
	青森市本町四丁目五の五	青森県全域	令和五・三・三

公告

林業用種苗生産事業者の登録の失効

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和五年三月三十一日

青森県知事 三村 申 吾

登録番号	氏名又は名称	住所	採取精選	種苗	木名	所在地	失効年月日
昭和三十九年三月一日	相内長男	東津軽郡今別町大字鍋田一丁目十二番	成育	幼苗	相内苗圃	東津軽郡今別町大字鍋田	令和五・三・十四

知事管理漁獲可能量の公表

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十六条第一項の規定により、知事管理漁獲可能量を次のとおり定めたので、同条第四項の規定により公表する。

令和五年三月三十一日

青森県知事 三村 申 吾

次に掲げる特定水産資源に関する令和5管理年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

第1 ころまぐろ（小型魚）

知 事 管 理 区 分	知 事 管 理 漁 獲 可 能 量
青森県ころまぐろ（小型魚）漁業	286.6トン

第2 ころまぐろ（大型魚）

知 事 管 理 区 分	知 事 管 理 漁 獲 可 能 量
青森県ころまぐろ（大型魚）漁業	506.3トン

第3 すけとうだら太平洋系群

知 事 管 理 区 分	知 事 管 理 漁 獲 可 能 量
青森県すけとうだら漁業	現行水準

第4 するめいか

知 事 管 理 区 分	知 事 管 理 漁 獲 可 能 量
青森県するめいか漁業	現行水準

青森県地域防災計画修正の要旨

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十条第一項の規定により青森県地域防災計画（以下「計画」という。）を修正したので、同条第四項の規定によりその要旨を公表する。

令和五年三月三十一日

青森県防災会議会長

青森県知事 三 村 申 吾

一 計画修正の趣旨

青森県防災会議は、昭和三十八年に計画を作成して以来、毎年これに検討を加え、必要に応じ修正を行ってきたところであるが、県の防災対策の見直し、国の防災基本計画の修正等を踏まえ、計画について、災害対策全般にわたって修正を行ったものである。

二 計画修正の年月日

令和五年二月二十二日

三 計画修正の主な内容

風水害等災害対策編

第二章 防災組織

第二節 配備態勢

十和田の噴火警戒レベルの運用開始に伴う修正を行った。

第三章 災害予防計画

第五節 防災事業

盛土による災害の防止に向けた対応として、危険が確認された盛土に対して速やかな是正指導を行うこととした。

第七節 防災教育及び防災思想の普及

適切な避難行動を促進するために、学校における消防団員等が参画した防災教育を推進することとした。

第十節 避難対策

避難所における再生可能エネルギーを活用した非常用発電設備等の整備に努めることとした。

第十六節 交通施設対策

一般送配電事業者等における無電柱化の促進を図ることとした。

第四章 災害応急対策計画

第一節 気象予報・警報等の発表及び伝達

線状降水帯に関する情報発信及び観測体制の強化を図ることとした。

第二節 情報収集及び被害等報告

安否不明者の氏名等公表による救助活動の効率化・円滑化に向けて、平時からの安否不明者の氏名等公表に係る手続き等を整理するよう努めるとともに、災害時における氏名等公表による速やかな安否不明者の絞り込みに努めることとした。

第七節 航空機運用

災害応急対策に従事する航空機の安全確保のために、県災害対策本部（対策班航空機運用調整チーム）において、緊急用務空域の指定の依頼や同空域における無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うこととした。

第八節 避難

避難情報を適切に発令できるように、市町村は必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の助言を活用することとした。

第十二節 食料供給

避難所における食物アレルギーを有する者のニーズ把握やアシメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めることとした。

第十六節 障害物除去

噴火に伴う軽石被害を踏まえ、国、港湾管理者、漁港管理者による航路啓開等のための軽石の除去を行うこととした。

第五章 雪害対策、事故災害対策計画

第一節 雪害対策

豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）の改正を踏まえ、雪害対策として、命綱固定アンカーの設置を促進するほか、克雪に係る技術の開発・普及の促進を図ることとした。

地震・津波災害対策編

第一章 総則

第九節 地震・津波による被害想定

令和三年度青森県地震・津波被害想定調査に伴う修正を行った。

第三章 災害予防計画

第十一節 津波災害対策

津波対策の推進に関する法律（平成二十三年法律第七十七号）の改正を踏まえ、津波対策におけるデジタル技術の活用や地域の特性に応じた避難施設等の整備の推進に努めることとした。

市町村において津波高に応じた避難指示の発令対象区域を設定することとした。

第四章 災害応急対策計画

第一節 津波警報等・地震情報等の発表及び伝達

火山噴火による潮位変化を踏まえ、海外で大規模噴火が発生した場合等の潮位変化に関する情報の周知に努めることとした。

第六章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画の変更（令和四年九月）を踏まえ、第六章全体の構成を見直した。

第一節 総則

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）に基づき、地域指定の変更を踏まえた修正を行った。

第五節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項

後発地震に関する情報の発信とその対応について、新たに記載した。

その他「風水害等災害対策編」の修正に合わせて諸対策の充実を図ることとし、所要の修正を行った。

火山災害対策編

第四章 災害応急対策計画

第一節 噴火警報等の発表及び伝達

十和田の噴火警戒レベルの運用開始に伴う修正を行った。

その他「風水害等災害対策編」の修正に合わせて諸対策の充実を図ることとし、所要の修正を行った。

原子力災害対策編

第二章 原子力災害事前対策

第七節 緊急事態応急体制の整備

原子力災害時に放射線防護対策の対象となる防災業務関係者の範囲を、「被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者」とした。

被ばくの可能性がある環境下で活動する県の防災業務関係者の放射線防護に係る指標の設定について、平時の放射線業務従事者や緊急作業に従事する者の被ばく線量の上限を参考とすることとした。

県から被ばくの可能性がある環境下での活動を要請された民間事業者等は、県と協議して放射線防護に係る指標を定めることができるものとした。

第十一節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備

県は、被ばくの可能性がある環境下で活動する県又は県が活動を要請した民間事業者等の防災業務関係者の防護資機材の整備主体となるものとした。

第三章 緊急事態応急対策

第三節 活動体制の確立

県災害対策本部長（又は県現地災害対策本部長）は、国の原子力災害対策本部の指示又は独自の判断により、県又は県が活動を要請した民間事業者等の防災業務関係者に対し、防護資機材の装着・携行及び安定ヨウ素剤の服用等を示し、放射線防護に係る指標を踏まえ、当該防災業務関係者の安全確保を図るものとした。

県は、被ばくの可能性がある環境下で活動する県の防災業務関係者の被ばく線量を管理し、健康管理に配慮するものとした。

県は、民間事業者等に被ばくの可能性がある環境下での活動を要請した場合は、民間事業者等が実施する被ばく線量管理や健康管理について支援するものとした。

第九節 救助・救急、消火及び医療活動

原子力災害拠点病院、原子力災害医療協力機関、高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センターの役割を明確化した。

公 営 企 業

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和五年三月三十一日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

一 物品等の名称及び数量

重油（日本産業規格 一種二号） 十五万六千リットル

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県病院局運営部管理課

青森市東造道二丁目の一 青森県立中央病院外来棟三階

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和五年二月二十四日

五 落札者の名称及び住所

北日本石油株式会社青森販売支店

青森市問屋町一丁目六の二〇

六 落札金額

一リットル 八十三円二十七銭

七 落札者を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

令和四年二月九日

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円